

平成24年3月30日裁決

主文

後記第2の2記載の原処分を取り消す。

理由

第1 再審査請求の趣旨

再審査請求人(以下「請求人」という。)の再審査請求の趣旨は、遺族基礎年金の支給を求めることである。

第2 再審査請求の経過

1 請求人は、国民年金の被保険者である夫、A(以下「A」という。)が平成〇年〇月〇日に死亡したとして、平成〇年〇月〇日(受付)、厚生労働大臣に対し、遺族基礎年金の裁定を請求した(以下「本件裁定請求」という。)

2 厚生労働大臣は、平成〇年〇月〇日付で、請求人に対し、「死亡日の前日において、死亡日の属する月の前々月までに被保険者期間があり、かつ、当該被保険者期間に係る保険料納付済期間と保険料免除期間とを合算した期間が当該被保険者期間の三分の二を満たさないこと及び満たない場合の経過措置も該当しない為。(国民年金法第37条)(三分の二以上の支給要件に満たない場合の経過措置)

死亡日の前日において死亡日の属する月の前々月までの直近の1年間に保険料未納がないこと。(60改正法(注:これは「国民年金法等の一部を改正する法律(昭和60年法律第34号)」のことであり、以下「60改正法」という。)附則第20条②)」との理由により、遺族基礎年金を支給しない旨の処分(以下「原処分」という。)をした。

3 請求人は、原処分を不服とし、〇〇厚生局社会保険審査官(以下「審査官」という。)に対する審査請求を経て、当審査会に再審査請求をした。

その理由は、本裁決書添付の別紙「再審査請求理由書」(平成〇年〇月〇日付。以下「本件請求人主張」という。)に記

載のとおりである。

第3 当審査会の判断

1 遺族基礎年金は、国民年金の被保険者が死亡した場合に、当該被保険者によって生計を維持していたその者の妻又は子に対し、一定の要件のもとに支給されるものであるが、そのためには、死亡した被保険者につき、死亡日の前日において、死亡日の属する月の前々月までに国民年金の被保険者期間があり、かつ、①当該被保険者期間に係る保険料納付済期間と保険料免除期間とを合算した期間が当該被保険者期間の三分の二以上であるか、又は、②死亡日の属する月の前々月までの1年間のうちに保険料納付済期間及び保険料免除期間以外の被保険者期間がないことが必要とされている(国民年金法(以下「国年法」という。)第37条、第37条の2、60改正法附則第20条第2項参照。以下、上記の①の要件を「三分の2要件」、②の要件を「1年要件」といい、両者を併せて「保険料納付要件」という。)

2 本件の場合、Aが昭和〇年〇月〇日生まれで、平成〇年〇月〇日に死亡したこと、請求人はAの妻であり、Aによって生計を維持し、国年法第37条の2に定める要件を具備していることについては、本件記録により認めることができ、当事者間にも争いが無いものと認められる。そして、Aが保険料納付要件を満たしているか否かは、死亡日である平成〇年〇月〇日の前日である同月〇日を基準日として判断されることになるところ(以下、この基準日を「本件基準日」という。)、本件記録中のAに係る厚年資格記録(共通)、国年資格記録I(共通)及び同II(共通)、被保険者記録照会(納付I・過不足納)及び同(過誤納)(以下、これらの資料を併せて「A被保険者記録」という。)、Aに係るパスポートの査証の記録(以下「本件査証記録」という)及び本件手続の全趣旨によれば、次の事実が認められる。

(1) 本件基準日においては、Aは国民

年金の第1号被保険者（以下、単に「第1号被保険者」という。）である。

- (2) 死亡日の属する月の前々月までのAの国民年金の被保険者期間は、20歳に達した昭和○年○月○日から平成○年○月までの○月と20歳前の厚生年金保険の被保険者期間○月の合計○月であるところ、Aは昭和○年○月から平成○年○月までの間に、○○や○○に海外居住していたこと、その間、短期間での日本へ帰国していた時期もあることなどから、保険者は本件査証記録により通算して○月は第1号被保険者の資格は有していないと認めて、Aに係る当該被保険者期間は○月から○月を控除した○月とした。
- (3) 本件基準日において、Aに係る保険料納付済期間及び保険料免除期間は合計○月であることが認められるところ、当該月数は上記の○月の3分の2に足りず、当事者間に3分の2要件を満たさないことについての争いはない。
- (4) Aは、海外から帰国した平成○年○月○日に第1号被保険者資格を取得しており、同人の死亡日の属する月の前々月までの1年間である平成○年○月から同○年○月までの期間（以下「本件1年要件期間」という。）のうち、平成○年○月は国民年金の被保険者期間とはならない。また、Aは、平成○年○月○日に国年法第89条第2号の規定により、保険料免除申請をしており、同年○月から平成○年○月（注：A死亡のため、記録上は平成○年○月までの間）までは保険料免除期間として認められていた。その余の平成○年○月から同年○月（以下「本件期間」という。）については、保険料免除期間ではなく、またAによる保険料の納付もなされていなかった。
- (5) 保険者は、本件裁定請求後にAに係る保険料納付済期間について、本件査証記録に基づき確認をしたところ、保険料納付済期間と記録されていた平

成○年○月から同年○月までの期間（以下「本件過誤納付期間」という。）について第1号被保険者の資格がなく、同期間において保険料の過誤納付がなされたものと認めて、平成○年○月○日付で、その還付すべき過誤納金の一部をもって、本件期間の未納保険料に充当した。

- 3 保険料に係る還付金等の充当については、還付金等がある場合において、還付を受けるべき者につき納付すべきとされている保険料があるときは、還付に代えて、還付金等をその保険料に充当することとされ、その充当があった場合には、還付金等が生じた時に、その充当した還付金等に相当する額の保険料の納付があったこととみなし、還付金等が生じた時より後に法定納期限の到来した保険料について、その充当があった場合には、その保険料の法定納期限に、その充当した還付金等に相当する額の保険料の納付があったこととみなすとされている（昭和40年6月7日庁文発第4542号社会保険庁年金保険部国民年金課長通知。以下「本件通知」という。）ところ、保険者は本件通知に基づき上記の充当処理を行ったものと解され、その上で、本件基準時においては、1年要件を満たすものではないとして原処分をしたものと解される。
- 4 それに対し、請求人は、① 過誤納された保険料の充当は、憲法第29条1項の国民の財産権の与奪を決する重大な要素であって、民法の規定の解釈及び最高裁判例（平成19年6月7日民集61巻4号1537頁）の判断に基づき本件通知を適用すべきであり、そうすると本件通知による「還付金の生じた月」とは保険料の過誤納がなされた平成○年○月から同年○月時点となり、本件期間の保険料の納付時期が到来した時点で自動的に充当されることとなるので、A死亡前に保険料納付済みになっているとみるべきである、② 保険者は、本件過誤納付期間の把握が可能であったにもかかわらず

ず、本件期間の保険料の未納について、請求人に対し、何らの通知もせず、また十分な説明及び指導もしてこなかったのであり、本件遺族基礎年金の支給を拒むことは信義則上許されないと主張している。

5 そこで検討するに、本件では、Aに国民年金の第1号被保険者資格がないにもかかわらず、これを看過して納付された本件過誤納付期間の保険料に係る過誤納金について、その充当・還付が問題となる。このような過誤納金は、その納付を受け入れた保険者にとっては不当利得たる性質を有する利得というべきであり、それは、納付義務が存しないにもかかわらず、保険料として納付された時点で直ちに不当利得となるものである。したがって、これを返還すべき債務も、不当利得が生じるのと同時に発生するのであり、保険者は直ちに納付者に対しこれを還付すべき義務を負うものと解される（過誤納金が無当利得の法理によって還付されるべきものであることについては、最高裁判所平成19年（行ヒ）第285号同20年10月24日第二小法廷判決・民集62巻9号2424頁参照）。このことは、保険者が過誤納金の存在を認識し、あるいは認識することができたか否かとは関係がないものであり、したがって、過誤納金の存在を保険者が知った時から還付金請求権が発生するというように考えることはできず、還付金請求権は過誤納付がなされた時点ですでに発生していることとなる。

ところで、本件では、保険者は、平成〇年〇月〇日付で、本件過誤納付期間である平成〇年〇月から同年〇月までの期間の過誤納に係る保険料につき発生した還付金請求権をもって、本件期間である平成〇年〇月から同年〇月までの間のAの未納保険料に充当処理しているのであるが、この充当処理が行われた結果、本件期間の未納保険料について納付の効果が生じる時期について考えるに、このような還付金等による充当処理について定

めたものとして、国税通則法にその規定が存するところ、同法第56条第1項は、国税局長、税務署長又は税関長（以下「国税局長等」という。）は、還付金又は国税に係る過誤納金があるときは、遅滞なく、金銭で還付しなければならないと規定し、同法第57条第1項は、国税局長等は、還付金等がある場合において、その還付を受けるべき者につき納付すべきこととなっている国税があるときは、還付に代えて、還付金等をその国税に充当しなければならないと規定している。そして、この同法第57条第1項による充当は、還付金等を、還付に代えて、同一納税者の納付すべき国税に充当する行為であって、その効果は、充当に相当する額の国税の納付があつたものとみなされるものであり、その機能の面では、債権の一般的清算方法として民法に規定されている相殺と異なるところはないと解されるものである（最高裁判所平成5年（行ツ）第22号同6年4月19日第三小法廷判決・集民第172号363頁参照）。

還付金等の保険料への充当についての本件通知の内容も、国税通則法の上記各規定と同様のものと考えられるのであって、本件通知による充当処理についても民法に規定する相殺と異なる機能をもつものといえることができ、したがって、還付金等の保険料への充当の効果は、充当に適することになった時にその還付金等に相当する額の保険料の納付があつたとみなすべきものであるが、その充当に適することになった時とは、国税通則法第57条第2項及び同法施行令第23条が、充当に係る国税の法定納期限と還付金等が生じた時とのいずれか遅い時と定めていることや相殺における相殺適状の意義に照らして、充当に係る保険料の納付期限と還付金等が生じた時のいずれか遅い時を意味するものと解すべきである。本件通知が、前記のとおり、還付金等の保険料への充当があつた場合に

は、還付金が生じた時に、その充当した還付金等に相当する額の保険料の納付があったこととみなすとし、また、還付金等が生じた時より後に法定納期限の到来した保険料について充当があった場合には、その保険料の法定納期限に、その充当した還付金等に相当する額の保険料の納付があったこととみなすとしているのも、以上のことを明らかにしたものということができる。

以上によれば、本件においては、保険者によって、本件過誤納付期間における過誤納に係る保険料の還付金請求権をもって本件期間の未納保険料についての充当処理が行われたことにより、本件期間の保険料についてはその法定納期限において保険料の納付があったものとみなされることとなる。したがって、Aが死亡した日の属する月の前々月までの1年間については、平成〇年〇月は被保険者期間ではなく、同年〇月から同年〇月までは、上記のとおり、その各法定納期限において保険料の納付があったものとみなされ、同年〇月から平成〇年〇月までの期間は保険料免除期間ということになって、保険料納付済期間及び保険料免除期間以外の被保険者期間は存しないことから、保険料納付要件のうちの1年要件を満たしているものと認められる。

- 6 したがって、請求人に対しては、Aの死亡による遺族基礎年金が支給されるべきであり、これと異なる原処分は相当でないので、これを取り消すこととして、主文のとおり裁決する。